

県立療育福祉センター（肢体不自由児施設）の 今後のあり方を考える会設置要綱

（設置の目的）

第1条 障害児施設を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、肢体不自由児とその保護者のニーズに合った機能及びより良い支援のあり方を検討するため、「県立療育福祉センター（肢体不自由児施設）の今後のあり方を考える会」（以下「考える会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 「考える会」は次の事項について検討を行う事とする。

- (1) 肢体不自由児及びその保護者に対する支援機関としての機能及び支援のあり方
- (2) 肢体不自由児に対する医療機能のあり方
- (3) その他上記に付随する必要な事項に関すること

（委員の構成）

第3条 「考える会」は、委員9名で構成する。

2 委員は、肢体不自由児の保護者、肢体障害者の団体、医療、教育及び障害児施設の関係者等のうちから地域福祉部長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 「考える会」には、会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を統括し、「考える会」を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行ふ。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。

（庶務）

第7条 「考える会」の庶務は、地域福祉部障害保健福祉課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、「考える会」の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は健康福祉部長が招集する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第3条関係

県立療育福祉センター（肢体不自由児施設）の 今後のあり方を考える会委員名簿

(50音順)

氏 名	役 職 等
岡林 正幸	療育福祉センター 療育会会長
小倉 英郎	独立行政法人国立病院機構 高知病院 副院長
加藤 秋美	元県立若草養護学校校長
倉橋 盛男	保護者
田村 隆彦	特定非営利活動法人 高知県肢体障害者協会 会長
筒井 章夫	医療法人防治会 いずみの病院内科医師
中屋 久長	学校法人高知学園 高知リハビリテーション学院 学院長
平松 真奈美	学校法人高知学園 高知リハビリテーション学院 作業療法学科長
山本 健司	社会福祉法人 土佐希望の家 常務理事